

十和田市障がい者活躍推進計画

1 機関名	十和田市役所（市長部局）
2 任命権者	十和田市長 櫻田 百合子
3 計画期間	令和7年度～令和11年度（5か年） ※計画期間中に改正の必要が生じた場合には、見直しを行う。
4 十和田市役所（市長部局）における障がい者雇用に関する課題	<p>令和元年6月、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正により、国及び地方公共団体は、「障害者活躍推進計画」を作成することが義務付けられた。</p> <p>そこで、障がい当事者の視点に立つとともに、「法定雇用率の達成に留まらず、障がいのある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大」に取り組むこととし、令和2年度から令和6年度まで（5か年）の「十和田市障害者活躍推進計画」を策定した。</p> <p>このたび、前期計画に引き続き、これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、令和7年度からの新たな障がい者活躍推進計画を策定するものである。</p> <p>現状は法定雇用率を達成している状況であるが、障がい者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。</p>
5 目標	<p>(1) 採用に関する目標</p> <p>毎年6月1日時点の法定雇用率達成 (参考)令和7年6月1日時点の実雇用率：3.07% 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.83% 令和5年6月1日時点の実雇用率：2.54%</p> <p>(2) 定着に関する目標</p> <p>正職員：勤続年数5年以上 正職員以外：不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(3) 働く上での満足度に関する目標</p> <p>在職している障がい者に対し、アンケート調査を実施し、満足度の推移を確認する。</p>
6 障がい者の活躍を推進する体制の整備	<p>(1) 障がい者雇用推進者として、総務部長を選任する。</p> <p>(2) 障がい者職業生活相談員を選任し、障がい理解を深めるとともに、障がい者職業生活相談員に選任された者（選定予定の者を含む。）について、青森労働局が開催する障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>(3) 満足度の確認や課題等を抽出するため、在職している障がい者に対し、アンケート調査を毎年度実施し、結果を今後の取組につなげる。</p>

<p>7 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>(1) 人事評価制度における目標設定及び面談を通じて、個別の障がい者に適した職務の把握を行い、本人の意向も踏まえた新たな職務の創出に努める。</p> <p>(2) 新規採用職員及び部署異動職員に対しては、障がい者の特性・能力を把握して新たな職務に速やかに対応できるようにするとともに、障がい者の職務内容について所属する部署において共有することで、障がい者である職員の支援を行う。</p>
<p>8 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>(1) 個々の障がい者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 新規に採用した障がい者については、定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>(2) 障がい者の募集・採用に当たっては、以下の取り扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ②自力で通勤できることといった条件を設定する。 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ⑤特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。 <p>(3) 障がいのある職員に対して、所属長が面談を行い、体調や職務上の課題、職場環境に対する要望等を把握する。 また、事故・疾病の進行により新たに障がい者になった職員に対して、円滑な職場復帰のために、必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取り組みを行う。</p>
<p>9 その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>

※本計画では、「障害」の「害」の字が持つマイナスのイメージから不快感を持つ方々へ配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を目指す観点から、法律や固有名詞として使用する場合を除いて、ひらがなで表記しています。